

「第2回高知県犯罪被害者等支援条例検討委員会」

開催日時：平成31年3月27日（水）13：30～

委員氏名：岡田一枝、川本哲郎、田村壮児、田村裕、中島香織、廣瀬真理、山崎正雄

（司会からの説明）

委員長

事務局から、条例骨子案（たたき台）について、説明をお願いします。

（事務局からの説明）

委員長

- ・都道府県で14の条例が制定され、それが一気に増えるという時期に差し掛かっており、前年に条例を制定している県の資料がそろっていることから、高知県の条例制定は非常によいタイミング。
- ・大阪府と長崎県が条例を作りそれに呼応し、長崎市と大阪市が条例を作る動きが出ている。高知市でもその点は今後十分検討していただきたいと思う。
- ・参考にした道府県の条例の原文を配っているので、活用していただきたい。
- ・資料2の一番下、地域の実情に応じて独自の試みを出しているところが多い。報道機関は必ずそこに注目する。高知県が初めてというところに注目される。資料2の下に出ているのは、少数の都道府県しか制定していない項目のため高知県で採用されるかは、全く白紙状態なのだろうと思うが、上の方の全部丸がついているところは外せない。
- ・今回は本格的な検討の触りの部分、押さえておきたい論点について議論をお願いしたい。
- ・民間団体からは、骨子案と民間団体案とコメントを記載した資料を提出いただいた。県と市町村の役割分担は検討が必要であり、現実的な課題であるのでご意見をいただきたい。学校教育、骨子案12条にある心身の影響からの回復、規定が足りないのかどうなのかご議論いただきたい。日常生活支援、雇用の安定などいろいろ議論しなければならない。

委員

- ・事業主の方には、犯罪被害者の方々が、事件に遭ったことによる精神的ショックや心

身の不調、経済的困窮、精神的、時間的負担があることを理解してもらい、年次有給休暇以外の犯罪被害者向けの休暇等の導入をお願いしている。

- ・犯罪被害者の方々が特別に配慮が必要なことを事業主に理解してもらうために、高知県や支援団体と協力し周知を深めていかねばならないと思っている。
- ・第 15 条の骨子案の書き方だと抽象的で具体的なことが分かりづらい、条例ではもう少し具体的な表現にしたほうがいいのではないか。

事務局

- ・具体的な施策は、条例制定後に指針を策定し、その指針の中で現状に即した具体的な施策を落とし込んでいきたいと考える。

委員

- ・了承した。そういう方向でお願いする。

委員長

- ・支援に関する指針が第 19 条にあるが、指針に落とし込むのか、条例に書くのか、条例に詳しく書かず指針に委ねるのか、個々の項目ごとにどう扱うのかは今までも出てきた論点であり、そういった意見があることを念頭に検討いただきたい。

委員

- ・雇用の安定は、第 6 条の事業主の役割と関連し、第 15 条で「事業主の責務」と規定している県もあると思うが、役割と規定している趣旨を教えてください。
- ・第 6 条の (1) 基本理念に、のっとりと書くことで基本理念の中に二次被害の防止のことが含まれ、二次被害のことを読み込むという説明だったと思うが。
- ・参考資料には二次被害が生じることのないように十分配慮をという文言がある県がある。福岡は基本理念にのっとりと書いている、やはり二次被害防止が重要だからこそ改めて二次被害を生じさせないように十分配慮と書いていると思うので、規定されてはどうか。
- ・滋賀県は犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いをすること等がないよう十分配慮という言葉が入っている、犯罪被害に遭ったことを理由に不利益な取扱いをされることが現実にはあるので、参考にしていきたい。
- ・第 15 条の雇用の安定、滋賀県では具体化という部分で、就労支援と職場環境の整備改善という具体的な言葉が書かれている。福岡や大分では雇用の安定においてもさらに二次的被害を防止するという目的が書かれている、こういった言葉を条例に入れる

ことで周知の面でも資するのではないか。

事務局

- ・県でも責務、役割は議論したところだが、県の法務を扱う法務課の助言もあり、県に関しては責務と厳しい言葉で規定し、県民、事業者、市町村、民間支援団体等の方に関しては役割という柔らかい書き方で規定することとした。
- ・基本理念にのっとりと書くことで、全ての二次被害も含め他の基本理念も盛り込んでいると読み取れるとの判断で提案しているが、雇用の安定等に関しても、いただいた意見も踏まえ検討していく。
- ・条例は頻繁に変えるものではないと考える。条例の中で規定したいと考えている推進会議の委員の方々の意見を聞き、条例に基づく詳細な事項は指針に盛り込むとともに、状況に応じ改定も検討していきたい。

委員長

- ・市町村の責務を規定しているところも幾つかあるが、都道府県と市町村の関係を考えると市町村に対して責務を県が条例で定めるのは適当なのかという意見もあり、市町村の役割とした。

委員

- ・民間支援団体提出の条例案の1番目は、滋賀県の例になるが、事業者は犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いをすることのないよう十分な配慮という条項が入っている。具体例に照らしても条例の文言の中に、具体的な文言を入れることが必要ではないかと思う。
- ・指針に落とし込むのか、実施要領に落とし込むのか、条例にある程度表現をするのかという争点があったが、指針に落とし込むことについては、2つ問題がある。条例案に具体的な文言がない、雇用で言えば、不利益な取扱いするということのないようにというような文言がないがために、指針に落とし込む段階で、それが外されるといった懸念があるのが1点。
- ・もう1点は、指針に落とし込む段階で、担当者が変わる若しくは委員が変わることで、適正に落とし込む段階で反映されるのかという懸念がある。一定は指針に落とし込むことはやむを得ないと思うが、抽象的な規定は、できる限り具体的にしたほうがよいというのが民間支援団体の意見。

委員長

- ・今の意見は次回指針にするのか条例に書き込むのかといった意見が出てきたときに取り上げたいと思うが。

事務局

- ・検討させていただく。

委員

- ・第16条の県民の理解の増進の骨子案で、教育の充実ということが出ているが、県民の理解を深めるための教育の充実ということで読めばいいのか、それとも二次被害の防止等に係る広報啓発の充実というような形で二次被害の防止等のための教育の充実と読めばいいのか。

事務局

- ・近隣住民などの理解、心ない言動などの二次被害に苦しめられているような状況に鑑み、広報啓発、教育活動などを通じて、犯罪被害者等の置かれた状況等についての県民の理解を深めるために、必要な施策を講ずるという意味で規定している。

委員

- ・二次被害の防止というのが頭に来ているのか。

事務局

- ・二次被害のための教育の充実という意味合い。

委員

- ・滋賀県だけが学校教育のことを取り上げているということだが、滋賀県が特に項を立てているのは、いじめ事件があって項を立てたのではないかと思う。
- ・高知県も教育の充実ということを書いているので、取り上げ方の違いだけであり、盛り込んでないということにはならないのではないか。
- ・高知県も項を立てて取り上げたらどうかということについては前回も申し上げたがちょっと重いのではないか。大事なことではあるが、学校現場は非常に忙しく、子供たちも学ぶことが非常に多い中で、時間を確保するとことに四苦八苦している状況。その中で優先度を学校側が判断して、必要であれば当然取り上げる、時間や緊急性からやらないという判断もあると思うので、項を立てるのは重過ぎるのではないか。

委員長

- ・第16条のような規定で今のところは足りるのではないかということか。

委員

- ・そのとおり。

委員

- ・指針でかまわないが、被害のため手続等で学校の単位が取得困難な欠席状態があれば、学校機関に忌引きのような配慮をしてもらえると助かるのではないか。高知県として何か盛り込んでいただければと思う。

事務局

- ・条例か指針かは別として、具体的な事案に対応できる施策を打っていける、条例、指針等を策定していきたいと考える。

委員

- ・心身に受けた影響からの回復が大切なところになると思うが、骨子なので、この程度かと思う。
- ・参考資料の福岡県はかなり詳しく出ている。心身に受けた影響からの回復は被害直後だけでなく、特に若い子供たちは、成長発達していく上での配慮がかなり必要になってくる。福岡県は児童施策に特に取り組んでいるため、詳しく書かれていると思うが、この10年ぐらい抱えている事例も小学生、中学生から成人になるまでの成長発達で配慮しなければいけない部分がある。骨子の基本理念で、必要な支援が途切れることなく提供されると書いているが、どこまでを指すのか、長年支援しているとだんだんと支援者の数が減ってしまい孤軍奮闘となる。
- ・被害者の方の回復に努めていくことが苦勞するところで、具体的になっていくときに配慮していただければと思う。

事務局

- ・基本理念の犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならないということ。「犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう」としたのは、国の基本法では、「被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間」と書かれているが、他県で犯罪被害者等のその心情を反映し切れてないという意

見をうけ犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようにしたとの話から、この骨子案とさせていただいた。

委員長

- ・「途切れることなく」は、非常に被害者支援にとっては大きなテーマ。一番最初のファーストコンタクトが警察の方、その次を被害者支援センターで引き継ぐという形をいかにうまく長期間途切れることなくやっていくのが非常に大きな課題。
- ・自治体は、担当者が交代するが、自治体はずっと存続しているため、途切れることなく支援していける。5年、10年たてば、生活や社会福祉の面、医療など、いろいろ課題が出てくるが、事件直後は当然注目され、ある程度の支援はあるが、10年、20年たちだんだん忘れられていくと、やはりいろいろな問題が出てくるので、そこが被害者支援の非常に大きな課題だと認識している。
- ・福岡県は非常に先進的で、詳しく書いているが、埼玉県などは、指針や実際の運用で工夫している、どちらがいいという話ではなく、考え方だと思う。

委員長

- ・提出資料の問題提起、どういった問題に関心を持っているか紹介をお願いします。

委員

- ・意見書と犯罪被害者支援条例案を提出している。第3回検討委員会までに、委員の皆様を読み込んでいただき、次回、県に提出する資料にしていただきたい。
- ・民間支援団体の条例案に骨子案を該当の部分当てはめてコメントを付け足すということで、やや民間支援団体条例案のほうが先行しているような印象を受けられるかもしれないが、あくまでもたたき台をいいものにする、どう反映するのかという立場で作られた資料なので誤解のないようお願いしたい。
- ・幾つかのポイントと問題点を提起させていただき3回目の議論に進めたいと思う。まず1つ目は、民間支援団体条例案の13ページの経済的負担の軽減、骨子案で言うと第10条。
- ・指針に落とし込むのかという話になるが、支援金の支給などの助成に関する情報の提供、助言だけでは寂しいということで、和歌山は生活資金の貸付条項を新たに盛り込み、三重は、死亡で60万円の見舞金の支給条項を条例に表現して盛り込んでいる。死亡例で60万の見舞金の支給というようなことも報道されている。
- ・この議論については財政上の問題があると思うが、具体例に照らし、条項をもう少し具体的な、民間支援団体「案」のような支援金の支給と、若しくは貸付けといった具

体的な条項が欲しい。犯給法があるのではとの指摘があるが、これは平均7カ月かかり迅速な支給には程遠い。

- 全国ネットワークの緊急支援金制度は、10万円は翌々日には支給される、こうした情報の提供は積極的にしていただきたい。
- 骨子案には規定がないが、第9条で旅行者、一時滞在者の支援を書いている。
- 委員長からも独自案の話が出たが、高知県民なら誰もが思うこと。
- 四国ではいわゆるお遍路文化というものがあり、お接待等の文化がある。また、最近では多くのクルーズ船が入っており、町なかやひろめ、日曜市でも県外の人や外国人の姿をたくさん見る。高知市条例にという意見もあるが、お遍路文化、お遍路さんも含めていただきたい。最近ではバスや自家用車での遍路も多く、県下を移動した場合、市町村により条例があるところとないところがあるということではちょっと寂しい。そのため県下全域にわたる旅行者や一時滞在者の支援の条項があればよいと思う。
- これは定義規定の第2条、犯罪被害者等の2ページ、第2条の2の定義規定とも絡まる。犯罪等に骨子案では「被害を受けた者」の定義としては外国人、県外在住者を含むが、条例の適用対象の範囲では、県民等で、第2条の4で規定されているので、条例には旅行者、一時滞在者は含まれない。そうすると民間支援団体案の第19条のような形の旅行者、一時滞在者の支援が要るのではないかということが1つ。
- もう1つは、骨子案の第18条。民間支援団体への援助、活動場所を提供するというような条項を指針よりはこの条例案の条項の中に入れていただきたいということを民間支援団体からお願いしたい。
- 平成19年の4月に民間支援団体が高知で立ち上がり約10年、県の施設を無償で使わせていただいていたが、一昨年に明け渡しを求められ、やむなく平成29年11月に民間の施設を借り、現在、約20万円の家賃を払っている。非常に財政的な負担で存続が安定的にできるのかといったことについても非常に危惧されるような状況にある。
- これは、犯罪被害者支援に特化した条例が一番初期にできた、宮城の条例。宮城の条例には活動場所の提供が明記されている。その前段階には「犯罪被害者支援についての民間支援団体の重要性に鑑み」ということが付け加えられており、これは第1次基本計画の中に「民間支援団体の活動の重要性に鑑みて、活動場所の提供を含める」ということが含まれる。まずそれを初期の頃に受け止め条例が作られ、また実際に提供も受けていたということ、それが今の段階で場所の提供が無くなるというような非常に困難な状況の現状があるということを確認いただきたい。
- 次に、相談窓口の設置場所、骨子案の第9条、民間支援団体の条例案の9ページ。基本施策の4つ目に専用支援窓口の設置がある。こうした形で相談窓口を設置するという骨子案は非常に有り難い。

- ・民間支援団体から2つお願いがある。
1つは相談室。プライバシーの関係で相談室の設置が必要ではないかということ。もう1つは、専門的な知見を持つ職員に配慮していただきたい。これは意見書案に書いたが、いわゆる被害者支援システム、被害者自体に対する支援と被害者支援に対する支援があると思うが、被害者支援をシステム化するためには、専門的な職員を配置して横断的なコーディネートの機能を持たせるということが大事ではないか。
- ・担当職員が異動してもシステムがずっと残っていくというようなイメージの専用窓口を作っていただきたいと考える。
- ・骨子案の第19条、支援に関する指針については、やはり最新のものにしていくという担保が欲しい。指針の概要や実施要領の概要が早い段階で条例とともに県から示されることが望ましい。
- ・担当者が替わっても担保されていくために、のっとりと書かれている基本理念に中身をどう盛り込んでいくかがもう少し具体的に示されればよいと思う。
- ・次回までに意見書を読んでいただき、例えば被害者の声の反映について、どのように考えるのかなど、委員の皆様方の意見をいただければと思っている。

事務局

- ・指針については、条例で書いてあるとおり、推進会議という外部組織の外部委員で組織する委員会でいろいろな意見をいただきながら策定していきたい。条例に基づいて決めていく内容であり、現段階で事務局案としてお示しすることは控えたい。
- ・先ほど説明したように犯罪被害者の方が置かれている状況を鑑みて、適切に施策を施すことについては確実にやっていきたい。そういったことについては、指針には必ず盛り込むことを約束させていただきたい。
- ・専用窓口の設置で、個室を設けてほしいとの提案があったが、現在相談件数がない状況であるため、条例で対応できるようにしておき、今後、相談者の増加などの状況を見ながら指針に落とし込んでいくことを考えたい。
- ・条例は、議会の審議を経て定め、指針については意見を踏まえ策定していく。
- ・専門的な職員や相談室など予算を伴うものは、予算協議で必要性に応じて優先順位を付け実現していくといった整理。その中で事例がどの程度あるかや緊急性の高さといった議論を踏まえ予算化となる。

委員長

- ・現在、見舞金については、ほとんどが市町村が担当しており、大体死亡が30万、障害が10万円だが、都道府県で初めて見舞金制度を導入した三重県は倍額にしている。

貸付金は返金の必要があるが見舞金は返す必要がないため制度としては違うもの。いずれにせよ予算措置が関わるためここで結論が出るものではないが、意見は聞いて県として検討いただくこととなる。

- ・専門的な人材については、長期的に計画していかないと人材は育たないため、被害者支援について知見のある人を長期的に育てていくことが必要。

委員

- ・県の骨子案の第9条に「相談窓口の設置、情報の提供等」とあり、3行目に「犯罪被害者等の援助に理解がある専門職を紹介する等必要な施策を講ずるものとする」ということで、弁護士も含んでいると理解してるが、もう一步踏み込んで規定していただきたい。
- ・前回も話したが、なかなか弁護士までつながらず、告訴を取り下げってしまった後だったり刑事裁判が終わった後にやっと相談につながったこともある。
事件の始まりから終わりまで全くつながらず、しんどいときも弁護士につながらない。つながっていればできたことはいろいろとあるけれどもという状態に置かれている被害者の方々がたくさんいると思うので、弁護士へのアクセスというところを充実していただきたいと思っている。
- ・福岡県では第13条の2項で、「前項の相談並びに情報の提供及び助言のため必要があると認めるときは、支援計画に定めるところにより、法律、保健医療等に関するそれぞれの専門家又は犯罪被害者等の支援に精通している者を紹介し、又は派遣する等の施策を講ずるものとする」とある。紹介にとどまらず一步踏み込んでいると思う。
- ・資料はないが、和歌山県の条例でも「弁護士の助言を受ける機会を確保し」と書かれている。神奈川県条例はむしろ、民間団体案に近い形で「弁護士等による相談体制の充実、その他必要な施策を講ずるものとする」と書かれており、実際に条例に規定したことによって、弁護士による被害者支援が非常に充実しており、被害直後、例えば葬儀にマスコミが押し掛けるといようなときにも、弁護士への依頼が済んでおり葬儀対応や記者発表、初期の対応までできるようになっているため、弁護士への相談体制の充実を条例に盛り込んでいただきたい。
- ・あと1点、第17条、損害賠償請求の支援。中身は2項、「犯罪被害者等が債権名義を取得した場合に県は、前条の支援金とは別に、規則の定めるところにより立替保証金を支給などの施策を講ずるように努める」とある。予算を伴うが、現実には犯罪によってひどい目に遭っているのに加害者に資力がない、刑務所に行くので支払われない、けがの治療費も物損も自分で出さなければいけない、ひどい目に遭ったのにさらに弁護士費用まで負担しなければならないという現状がある。この損害賠償請求への支援

についても、全く骨子案では触れていないが、どこか別の条文に盛り込み充実させて
いただきたい。

- ・和歌山県では「損害賠償の請求についての援助」などという書き方で、具体的に金銭
的な給付をするという書き方ではないが、「損害賠償の請求についての援助、弁護士の
助言を受ける機会の確保等、必要な施策を講ずるよう努める」とある。福岡県では第
14条で同じく損害賠償請求に関し、「必要かつ適切な援助に関する施策を講ずるよう
努めるものとする」となっている。援助にとどまるとしても、こうした規定を盛り込
んでいただきたい。

委員

- ・政府の基本計画では、自治体に対して被害者等が損害賠償請求することについて、支
援と施策を講ずるよう努めることを求めている。基本計画の中にも損害賠償請求が
非常に重要だという認識もある。
- ・民間支援団体の2項の立替え補償金の支給についての規定は、現段階の希望。
- ・平成20年の12月から始まっている損害賠償命令制度は、2,000円という、非常に安
価な費用で裁判所から命令が出るような仕組みになった。しかし、せっかく命令が出
ても執行できないため、現実には紙切れで終わってしまい、補償、賠償が払われない
という現実がある。
- ・何年か後に、加害者が収容施設から出て、就労、勤務しているだろという目星がつい
た段階で、命令の執行、給与の差し押さえということを考えたが、それをやるために
は強制執行の費用がかかる。費用の負担が必要と解った途端、諦めた事例もある。損
害賠償請求についての支援を自治体が行うという条項が入れば、生きた損害賠償命令
になり、一層、被害者支援が進むのではないか。

委員長

- ・犯罪被害者の被害の損害賠償については、被害者の犯給法があるが、全部救われてい
るわけではない。さらに、民事裁判を起こして損害賠償が得られても結局それが取れ
ない、しかも時効という制度で請求しないと10年で時効にかかってしまう。新聞に
損害賠償で何千万円の損害賠償が出たという報道があっても実際に被害者の方が受け
取ることができない例もある。
- ・専門の話は、非常に興味があるし重要性があるというは十分解る。刑事法学者、弁護
士は法律家なので、それ以外の委員の方は、何の話かというところもあろうかと思う。
- ・犯罪被害者を社会全体で支えるために重要な課題であるので、多くの委員からご提案、
ご質問、ご意見をお願いしたい。様々なご意見、ご提案をいただき、議論していただ

くことで改善されることが多々ある。

事務局

- ・ 法律的なことや犯罪被害者等がお困りになっていることも伺った。犯給法の問題もある。
- ・ 国に対して改善を求める政策提言もあると思うし、県条例で手を差し伸べる方法もあるかと思う。整理をさせていただきたい。

(事務局からの説明)

事務局

- ・ パブリックコメントは県民の意見を反映できるように骨子案で実施する。骨子案を委員会で検討する時間を設けるためにスケジュールを見直した。

委員長

- ・ 検討会を3回から4回に増やすことでよろしいか。

委員

- ・ 検討委員会で支援員、相談員、実際に現場でかかわっている人からヒアリングをしてはどうかという意見があることを聞いているが、被害者、若しくは被害者支援に携わっている方から話を聞く機会は、持たないという整理でよいか。

委員長

- ・ 4回目の検討会は、条例案の検討としたいので、別に機会を考えてもらうことにしてはいかがか。

委員

- ・ 被害者の声や被害者支援に携わっている者の現場でのいろいろな意見は非常に大事だと思うので、ぜひ指針を作る会議で、課題など実情を聞いていただきたい。

事務局

- ・ 検討委員会には、それぞれの専門分野の委員に就任していただき、犯罪被害者の方々の実情についても情報提供していただいている。
- ・ パブリックコメントでいただいた県民の声についても、委員会で検討したいと考える。

委員

- ・基本計画の検討はまだか。

事務局

- ・今後のことについては、別途検討させていただく。

委員長

- ・次回の検討委員会では本日の検討を受け、それぞれの委員から意見をいただき、骨子案を固めていきたいので、よろしくお願いします。

これで閉じさせていただきます。

(司会からの挨拶)